

## こども・若者ワークショップの実施について（案）

### 1 目的

こども基本法においては、「こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことと定められており、「(仮称)久留米市こども計画」に、こども・若者の意見を反映させるため、ワークショップを実施するもの。

### 2 対象者

久留米市に住んでいる、または通勤・通学している次の方から各 30 名程度

- (1) 小学生（4～6 年生）及び中学生
- (2) 15 歳（中学校卒業後）～39 歳

### 3 実施方法

- 参加者は 5～6 名の班をつくり、各班にはファシリテーターを置く。
- 活発な意見が出るよう、事前学習（目的、久留米市の現状等）をわかりやすく行う。
- 久留米市がこども・若者にとって住みやすいまちになるようなテーマを設定する。  
(例)
  - ・久留米市の理想像（どんなまちになったらいいと思うか）
  - ・子どもの居場所（一番居心地がいいと思う場所はどこか）
  - ・子どもの権利（どうしたら権利を守られるか）
- ワークショップでの意見は、計画のどこに反映されたか、また、反映されなかった意見はその理由を示して、参加者などにフィードバックする。

### 4 スケジュール

令和 6 年 7 月 公募・対象者決定 ⇒ 8～9 月 ワークショップ（各 3 時間程度）

### 5 その他

- 困りごとを抱えたこども・若者を対象に関係団体・施設等協力のもと、ワークショップを別途実施する。スケジュールは個別に調整する。
- ワークショップで出た意見は、子ども・子育て会議や部会で報告して、計画策定に活用するものとする。